

猫の不妊・去勢手術 費用を助成します

富士川町では、山梨県猫の不妊・去勢手術助成事業補助金を活用し、猫の不妊・去勢手術費用の補助を行います。

対象となる猫：飼い主のいる・いないに関わらず、すべての猫

補助対象者：町内に住所がある方で、町内で猫を飼養・管理している方、又は町内に生息する飼い主のいない猫の繁殖抑制を希望する方

助成金額：手術に要した実費
1匹につき不妊手術15,000円、去勢手術10,000円を上限とします
※ 飼い主のいない猫については上記金額に+1,000円

申請受付期間：令和4年6月20日(月)～令和5年1月31日(火)まで
※ 予算額に達した場合、期間内でも受付を終了します

申請の流れ

- ① 希望者 — 猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書を提出 (※1)
- ② 町 — 猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書を送付
- ③ 希望者 — 動物病院にて手術を行う
- ④ 希望者 — 猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書を提出
(執刀医師の証明と手術費用の領収書が必要)
- ⑤ 町 — 猫の不妊・去勢手術費補助金確定通知書を送付

※ 令和4年4月1日～6月19日までに手術を行った場合も対象となります

※1 飼い主のいない猫の場合、誤って飼い猫を捕獲してしまうトラブルを無くすため、飼い猫ではないという誓約をしていただきます



不妊・去勢された飼い主のいない猫は耳の一部をカットされ、形が桜の花びらに似ていることから「サクラ猫」と呼ばれます。

ご不明な点は、下記お問い合わせまでご連絡ください

お問い合わせ

富士川町役場町民生活課 生活環境担当
電話 0556-22-7209